

## 一般社団法人日本小児血液・がん学会 社会・広報委員会規程

### (名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会社会・広報委員会（以下「委員会」）という。

### (目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、学会の広報活動に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会が取り扱う業務は以下の通りとする。

- ① 学会の広報
- ② ホームページの改変、管理と円滑な運用
- ③ 国内外の関連学会外部との連絡業務
- ④ 患者会への連携体制の構築
- ⑤ 理事会内規等・その他の理事会指示によるもの

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員6名をもって構成する。

### (会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議あるいは Web 会議を主体とする。
3. メール審議あるいはネット会議では委員の 3 分 2 以上の参加をもって会議の成立とする。
4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。
5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

### (任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 広報委員会は、ホームページ掲載に関する内規に従い、ホームページを管理する。

2. 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。
2. ホームページ掲載に関する内規は平成28年1月27日の理事会にて承認、施行